

---

プロジェクト	「見積りの不確実性の発生要因」及び「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に関する開示
項目	個別財務諸表への適用に関する再検討

---

### 本資料の目的

1. 本資料は、「見積りの不確実性の発生要因」に関する注記情報の充実を行うにあたり、個別財務諸表への適用について第 28 回ディスクロージャー専門委員会（2019 年 9 月 24 日開催）（以下、「第 28 回ディスクロージャー専門委員会」という。）及び第 417 回企業会計基準委員会（2019 年 9 月 25 日開催）で頂いたコメントを受け、再検討することを目的としている。

### ASBJ 事務局の提案の要約

2. 次の文案を追加することを提案している。

9. 連結財務諸表を作成している場合、個別財務諸表においては、識別した項目ごとに、当年度の財務諸表に計上した金額の算出方法に関する記述をもって第 7 項(2)の注記（注：会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報）とすることができる。この場合、連結財務諸表における記載を参照することができる。

#### (結論の背景)

31. 本会計基準に基づく会計上の見積りの開示は、連結財務諸表と個別財務諸表に同内容の開示を求めることを原則としているが、2013 年 6 月 20 日に企業会計審議会から公表された「国際会計基準 (IFRS) への対応のあり方に関する当面の方針」で取り上げられた「単体開示の簡素化」を踏まえ、連結財務諸表を作成している場合の個別財務諸表の開示については、識別した項目ごとに、当年度の財務諸表に計上した金額の算出方法に関する記述をもって第 7 項(2)の注記とする、簡素化された開示を認めることとした。

## 第 28 回ディスクロージャー専門委員会及び第 417 回企業会計基準委員会における提案

3. ASBJ 事務局は、第 28 回ディスクロージャー専門委員会及び第 417 回企業会計基準委員会において、「見積りの不確実性の発生要因」に関する開示に係る公開草案（以下「本公開草案」という。）に関して連結財務諸表及び個別財務諸表における会計上の見積りの開示に適用することを原則としつつ、個別財務諸表に対する適用について、次の提案を行った。

個別財務諸表においては、第 5 項に基づき識別する個々の項目について、次のいずれかに該当する場合、第 7 項に定める注記に代え、項目名と会計上の見積りの内容について連結財務諸表に注記している旨を記載することができる。

- (1) 個別財務諸表において識別した項目が連結財務諸表において識別した項目と同一であり、かつ、連結財務諸表における当該項目に関する会計上の見積りに関する注記の内容により、個別財務諸表における当該項目に関する会計上の見積りの内容が推測できると判断される場合
- (2) 個別財務諸表において識別した項目が連結財務諸表において識別されていない場合において、識別した項目に関する会計上の見積りの開示以外の注記が連結財務諸表のみで行われ個別財務諸表で記載されていないときで、かつ、当該連結財務諸表における会計上の見積りの開示以外の注記の内容により、個別財務諸表における当該項目に関する会計上の見積りの内容が推測できると判断される場合

4. 前項の提案は、第 28 回ディスクロージャー専門委員会資料(2)-1 第 3 項及び第 417 回企業会計基準委員会審議事項(5)-2 第 3 項で引用した次の 2 つの視点<sup>1</sup>を参考にしたものである。

- (1) 金商法連結における開示と金商法単体における開示を比較して、金商法単体の情報が金商法連結における情報に包含される場合など、連結の情報から単体の情報が推測できる程度の相関関係があるのかどうかという視点

<sup>1</sup> これらの視点は、2013 年 6 月 20 日に企業会計審議会から公表された「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」で取り上げられた「単体開示の簡素化」を受けた財務諸表等規則の改正（2014 年 3 月 26 日内閣府令第 19 号）の解説記事において示されたものである。

- これについては、多くの財務諸表の作成者が、投資者に対して提供すべき主たる情報を連結ベースとしており、また、多くの財務諸表利用者が、まずは連結ベースにおける情報を分析し、不足する場合には補足的に単体情報を利用しているという実務的な観点を考慮しているとされている。

(2) 金商法単体における開示を免除した場合であっても単体財務諸表としての体裁を大きく損なわないか（投資者にとって必要な情報が開示されているか）どうかという視点

5. 本資料の第3項の提案に対し、第28回ディスクロージャー専門委員会及び第417回企業会計基準委員会では、それぞれ以下のような意見が聞かれた。

**(第28回ディスクロージャー専門委員会で聞かれた意見)**

- (1) 本公開草案第7項は(1)で当年度の財務諸表に計上した金額を注記することが求められており、これは本資料の第3項の提案でも記載が求められることは変わらない。そのため、「第7項(2)に定める注記に代え」と明確に記載すべきである。
- (2) 問題となるのは、連結財務諸表で注記がある場合には個別財務諸表での注記を免除するケースであり、記載はこの部分に絞るほうが理解しやすい。
- (3) 会計上の見積りの内容が推測できると判断される場合の記載は、実務への適用が難しいのではないか。何を推測するのかについても記載したほうが良いのではないか。
- (4) 具体的にどのような場合が想定されているのか、なぜこのような規定が設けられているのかについて、結論の背景で説明することが必要ではないか。

**(第417回企業会計基準委員会で聞かれた意見)**

- (5) 推測できる又は判断できる場合というのは運用が非常に難しい。連結財務諸表で注記していれば個別財務諸表では必要ない、同一であれば同一である旨を記載すればよいというようにわかりやすい形であるべき。ただし、見積りの開示は財務諸表にとっては基本的な開示項目であると考えため、個別財務諸表においても開示を求めるべき。開示項目が多い訳ではなく、この省略を認めても負担が軽くなるわけではないと考える。
- (6) 今までの開示とのレベル感で納得が得られることが重要。重要な会計方針に該当するものとそうでないものを分けて、そうでないところは基本的には連結財

務諸表で注記されていれば個別財務諸表は注記不要というような対応も検討すべき。

- (7) 現在の記載は漠然としているので、どのような場合を想定しているのかを具体的に記載したほうが良いのではないか。

## 分析

### (個別財務諸表に対して別途の取扱いを求めることに関する検討)

6. 第28回ディスクロージャー専門委員会及び第417回企業会計基準委員会では、個別財務諸表に対して、連結財務諸表に対する開示よりも開示項目を減少させるべきという意見と、個別財務諸表における開示レベルを連結財務諸表におけるレベルと同一のものとするべきという双方の意見が聞かれたため、個別財務諸表における開示について別途の取扱いを行うかどうかを検討する。
7. 第28回ディスクロージャー専門委員会及び第417回企業会計基準委員会では、会計上の見積りに関する注記の提案は、重要な会計方針の注記等に類似した単体財務諸表の根幹をなすと考えられる重要な開示項目であるとの認識のもとで、個別財務諸表において一定の注記を行うべきとの事務局の考えを示した。ただし、専門委員会及び親委員会でも聞かれた意見を踏まえると、一定の簡素化の対応を図る必要があるものと考えられる。単体開示の簡素化の観点も踏まえ、個別財務諸表としての体裁を大きく損なわないと判断される程度の開示のみを求めることが考えられ(本資料の第4項参照)、簡素化された開示を認めることが考えられるがどうか。

### (個別財務諸表において求める開示内容の検討)

8. 第28回ディスクロージャー専門委員会で行った本資料の第3項の提案に対しては、本資料の第5項のとおり「推測」について、実行可能性に関する懸念を示す意見が聞かれた。
9. ASBJ事務局は会計上の見積りに関する会計基準の開発にあたり、原則(開示目的)を示し、識別する具体的な項目及びその記載内容については当該原則(開示目的)に照らして判断することを求めている(本公開草案第7項)が、連結財務諸表を作成している場合の個別財務諸表における開示に関しては、簡素化を行うことで、財務諸表作成者の負担の軽減を図るとともに、財務諸表利用者に対しても一定水準の連結財務諸表の情報を補足する情報を提供することが可能となると考えられるがどうか。

10. 具体的には、企業が連結財務諸表を作成している場合の個別財務諸表においては、第7項(2)の記載内容として、「当年度の(個別)財務諸表に計上した金額の算出方法」のみを記述することとしてはどうか。また、当年度の(個別)財務諸表に計上した金額の算出方法について、連結財務諸表の記載を参照することができる旨の記載を追加してはどうか。
11. なお、連結財務諸表を作成している企業が簡素化された開示を行うことを選択した場合の個別財務諸表における開示内容は以下の3項目となる。
  - (1) 識別した項目(本公開草案第6項)
  - (2) 当年度の財務諸表に計上した金額(本公開草案第7項(1))
  - (3) 当年度の財務諸表に計上した金額の算出方法に関する記述。(ただし、連結財務諸表の記載を参照することができる。)

**(文案)**

12. 本資料の第6項から第11項を踏まえた場合、具体的には次のような文案が考えられる。

9. 連結財務諸表を作成している場合、個別財務諸表においては、識別した項目ごとに、当年度の財務諸表に計上した金額の算出方法に関する記述をもって第7項(2)の注記(注:会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報)とすることができる。この場合、連結財務諸表における記載を参照することができる。

**(結論の背景)**

31. 本会計基準に基づく会計上の見積りの開示は、連結財務諸表と個別財務諸表に同内容の開示を求めることを原則としているが、2013年6月20日に企業会計審議会から公表された「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」で取り上げられた「単体開示の簡素化」を踏まえ、連結財務諸表を作成している場合の個別財務諸表の開示については、識別した項目ごとに、当年度の財務諸表に計上した金額の算出方法に関する記述をもって第7項(2)の注記とする、簡素化された開示を認めることとした。

ディスカッション・ポイント

個別財務諸表への適用に関する再検討について、ご質問やご意見があればいただきたい。

以 上